

社会福祉法人ふるさとの会
指定訪問介護事業所（介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業所）
介護ステーションふるさと 運営規程

第1条（事業の目的）

要介護状態等となった場合、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他生活全般にわたる援助を行うことを目的とする。

第2条（運営方針）

利用者の要介護状態等の軽減もしくは、悪化の防止又は要介護状態等となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

- 2 自ら提供する指定訪問介護、及び介護予防・生活支援サービス事業 訪問型サービス（以下「訪問型サービス」という。）の評価を行い、常にその改善を図る。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の希望、日常生活全般の状況等を踏まえて指定訪問介護及び訪問型サービスの目標、目標を達成する為の具体的なサービス内容等を記載した訪問介護計画等に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- 4 事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族関係者に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行う。
- 5 常に利用者の心身の状況及び、その置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又は家族関係者に対し、適切なサービスの提供を行う。
- 6 事業の実施にあたっては、市、地域の保健・医療・福祉サービス及び居宅サービス事業所・介護予防サービス事業所等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 7 事業の終了に際しては、利用者又は家族関係者に対して適切な指導を行い、居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所等に対して情報提供を行う。また、市、地域の保健・医療・福祉サービス及び居宅サービス事業所・介護予防サービス事業所等との密接な連携に努める。

第3条（事業所の名称）

名称及び所在地は次の通りとする。

- （1）名 称 介護ステーション ふるさと
- （2）所在地 京都府京丹後市網野町小浜6 1 3 番地2

第4条（従業者の職種、員数、及び職務内容）

従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者：1名

管理者は、事業所従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者：1名

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護・訪問型サービスの利用の申し込みにかかる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画等の作成等を行う。

(3) 訪問介護員：6名

訪問介護員は、指定訪問介護・訪問型サービスの提供にあたる。

第5条（営業日及び営業時間）

営業日及び営業時間は、社会福祉法人ふるさとの会就業規定に準じて定めるものとする。

(1) 営業日：通常月曜日から土曜日までとする。但し、国民の祝日、12月30日～1月3日までを除く。

(2) 営業時間：午前8時30分～午後5時(土曜日は12時30分)までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間の他、電話等により常時連絡が可能な体制をとる。

第6条（事業の内容）

事業内容は次の通りとする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

(3) その他のサービス

第7条（通常の事業の実施範囲）

京丹後市内とする。

第8条（利用料等）

サービスを提供した利用者からは、介護保険報酬に応じた利用者負担金を徴収する。尚、法定代理受領以外の場合は、介護保険報酬額の相当額を徴収する。

2 事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。

(1) コピー代 10円（1枚当たり）

(2) 郵送料 140円（1月当たり）

(3) 口座振替手数料 実 費

3 費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族関係者に対して、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

第9条（緊急時の対応）

利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医、家族関係者及び関係諸機関等への連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

第10条（事故発生時の対応）

事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じるとともに、速やかに家族関係者及び関係諸機関等に連絡を行い、必要な措置を講じる。また、京都府、市（保険者）に事故の概要を報告する。

第11条（賠償責任）

サービス提供にともなって、損害を及ぼした場合は、社会福祉法人ふるさとの会が契約している賠償責任保険等により対応する。

第12条（苦情処理）

苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう必要な処置を講じる。

第13条（掲示等）

事業所は、事業所内の見やすい場所に、この運営規程の概要・職員の勤務体制・利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、ウェブサイト（法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム）に掲載・公表するものとする。

第14条（衛生管理等）

事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 事業所は、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる必要な措置を講じなければならない。

（1）事業所における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員その他の職員に周知徹底を図ることとする。

（2）事業所における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備しなければならない。

（3）事業所において、訪問介護員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延

の防止のための研修を定期的実施しなければならない。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行わなければならない。

第15条（個人情報の保護）

事業所の職員は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとし、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 事業所は、事業所の職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じることとする。
- 3 事業所は、他の居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する場合は、予め文書により利用者の同意を得ることとする。

第16条（虐待防止に関する事項）

事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じなければならない。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について事業所職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備をおこなう。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、当事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを指定権者及び市町村に通報するものとする。

第17条（身体拘束に関する事項）

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、身体拘束等という）をしてはならない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、利用者の家族の同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

第18条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、業務継続計画という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、事業所職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第19条（その他運営に関する留意事項）

社会的使命を充分認識し、利用者の意向を踏まえ、居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所、他のサービス事業所及び施設、市等との連携を密にし、利用者に必要な援助を行う。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又は家族関係者の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族関係者の秘密を保持させる為に従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 やむを得ない事情により訪問介護・訪問型サービスの実施が困難な場合は、他の事業所を紹介する等必要な対応を行う。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者及び社会福祉法人ふるさとの会が定める。

（附則）この規程は、平成24年4月1日から施行する。

平成28年4月1日改正、

令和6年4月1日改正、

令和6年10月1日改正。